

香川高等専門学校情報基盤センター規程

平成 23 年 3 月 3 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「規則」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、香川高等専門学校情報基盤センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 センターは、香川高等専門学校（以下「本校」という。）における情報処理教育、ネットワーク利用及び学術研究の推進に寄与することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。
- 二 情報ネットワークの運用と管理に関すること。
- 三 情報処理教育に関すること。
- 四 校内情報システムに関わる情報セキュリティの維持に関すること。
- 五 電子計算機とネットワーク利用の支援に関すること。
- 六 その他センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(組織)

第 4 条 センターに次の各号に掲げる職員を置く。

- 一 センター長
 - 二 副センター長
 - 三 センター室員 若干名
- 2 センターに次の各号に掲げる室を置く。
- 一 PC 管理室
 - 二 ネットワーク管理室
 - 三 教育研究推進室

(センター長)

第 5 条 センター長は、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本校の教授及び准教授の中から校長が任命する。

2 副センター長は、センター長を補佐する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び室員)

第7条 第4条第2項各号に定める各室に室長、副室長及び室員を置く。

2 室長、副室長及び室員の任期は1年とし、本校教職員のうちから校長が任命する。

3 室長は、センター長の命を受け、別表に掲げる各室に関する業務を掌理する。

4 副室長は、室長を補佐し、各室の業務を整理する。

5 室員は、室長、副室長の下に各室の業務を処理する。

(センターの利用)

第8条 センターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、香川高等専門学校情報基盤センター委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する事項は別に定める。

(事務)

第10条 センターに係る事務は、総務課、学務課及び学生課において処理する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

	業 務 内 容
PC管理室	教育用電子計算機システムの運用と管理に関すること。 電子計算機利用の支援に関すること。
ネットワーク管理 室	情報ネットワークの運用と管理に関すること。 校内情報システムに関わるセキュリティの維持に関すること。 ネットワーク利用の支援に関すること。
教育研究推進室	情報処理教育に関すること。

